

# 八次中学校PTA規約

## 第一章 総 則

第1条 本会は、三次市立八次中学校PTAと呼び、事務局を三次市立八次中学校（以下本校と省略する）内におく。

第2条 本会の会員は、本校生徒の保護者並びに教職員とする。

## 第二章 目 的

第3条 本会は、生徒が正しく明るく、すこやかに育っていくように、家庭、学校、地域社会が一体となって良い環境をつくってやり、本校教育の向上発展を図ることを目的とする。

## 第三章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

会員が子どもたちを教育するために必要な知識や教育を身につけるため講演会や講習会を開催する。

- 2 学校施設の拡充と内容充実とに協力する。
- 3 保護者と教職員との懇談会を開催する。特に、地域・学年あるいは学級の事情を考え、必要に応じて地域別・学年別にも開催する。
- 4 体育祭・文化祭等生徒会活動の後援をする。
- 5 小学校PTAと共同事業や地域活動を推進し、連携を深める。
- 6 その他必要と考えられること。

第5条 本会は、事業を円滑に進めるために次の各部をおき、以下の事業を行う。

- (1) 総務部・生活安全部＝環境整備の企画運営、地域懇談会、交通指導
- (2) 広 報 部＝機関紙発行、地域への広報活動
- (3) 学 級 部＝会員の一般教養事業、学級懇談会、教育講演会の企画運営

## 第四章 役員・部員

第6条 本会に次の役員・部員をおく。

役員区分と定員は次のとおりとする

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名（1名は女性代表、1名は教職員選出）
- (3) 部 長 各1名（合計3名）ただし、総務部長と生活安全部長は兼務とする。
- (4) 監 査 2名（1名は教職員選出）
- (5) 事務局 1名（教頭）
- (6) 会 計 1名（事務職員）
- (7) 参 与 1名（校長）

- 2 部員の区分と部員・区長の定員は次のとおりとする

- (1) 総務部員・生活安全部員 若干名
- (2) 学級部員 若干名
- (3) 広報部員 若干名
- (4) 区長 若干名

第7条 役員・部員の任期と任務は次のとおりとする。

本会の役員・部員・区長の任期は1年とする。但し再任は妨げない。欠員補充による任期は前任者の残存期間とする。

2 本会の役員・部員・区長の任務は次とおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、全ての事業を統括する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは職務を代行する。
  - (3) 各部長は執行部を形成し、各部を指導し第5条の事業を推進する。
  - (4) 監査は本会の会計事務を監査する。
  - (5) 事務局は本会の庶務を担当する。
  - (6) 会計は本会の経理にあたる。
  - (7) 参与は学校運営とPTA活動の整合性を深める。
  - (8) 各部員は各部に所属し、部長の指示のもと第5条の事業を行う。
  - (9) 区長は各区を代表し、常任委員会及び選考委員会の委員となる。
  - (10) 学級部員の中から学年代表を選出し、常任委員会の委員となる。1・2年の学年代表は選考委員会の委員となる。
- 3 全ての教職員は専門部のいずれかに所属し、第5条の事業の推進を行う。

#### 第五章 役員，部員，区長の選出

第8条 会長，副会長，各部長および監査は，別に定める細則2（役員選考）にもとづいて選考され総会の承認を得る。事務局・会計は会長が指名し総会の承認を得る。

2 会長は必要と認めるとき，前役員を顧問としておくことができる。

第9条 各部の部員，副部長および区長の選出は次のとおりとする。

- (1) 総務部員及び生活安全部員は各区より1名ないし2名を選出する。
- (3) 学級部員は各学級より2名を選出する。
- (4) 広報部員は各学級より2名を選出する。
- (5) 副部長は会員の中から若干名選出する。
- (6) 区長は各区より1名を選出する。

#### 第六章 会 議

第10条 本会の会議は次のとおりとする。

総会・常任委員会・役員会・部会・選考委員会とする。

2 会議の構成と審議内容

- (1) 総会は本会の最高決議機関であり，全会員により年度当初に開催し，事業・決算報告および

- 事業案・予算案・役員案並びにその他必要な事項について審議される。(定期総会)  
会長が必要と認めるとき、臨時に開催することができる(臨時総会)
- (2) 常任委員会は会長、副会長、部長、副部長、区長、学年代表、参与、事務局で構成され、役員会の報告事項、特別会計の使途および緊急を要する事案を審議する。
  - (3) 役員会は会長、副会長、部長、参与、事務局、顧問で構成され、毎月1回程度開催し、事業一般の審議、調整を行う。
  - (4) 部会は各部員で構成され、第5条の事業を推進するための協議、調整を行う。
  - (5) 選考委員会は会長、区長、1年2年の学年代表で構成され、細則2(役員選考)にもとづき新役員を選考し、提案する。
- 3 すべての会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 すべての会議は会長が招集する。ただし部会においては会長の承認を得て、部長が招集する。

## 第七章 会 計

第11条 本会は次の収入をもって運営する。

- (1) 一般会計の会費は、年額一世帯あたり5,000円とする。
- (2) 特別会計は、事業収益金、補助金、寄付金による。

第12条 本会の会費は、総会において決定する。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 特別会計の使途及び年度途中の予算の変更は、細則3(会計)にもとづき、(修正)予算案を常任委員会の承認を得て執行する。

第15条 本会に備える帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 本会の規約
- (2) 役員、部員、区長、会員の名簿
- (3) 記録簿
- (4) 会計簿
- (5) 寄附金台帳

## 第八章 規約の改廃、細則の制定

第16条 規約の改廃は、総会の議決による。

第17条 本会の運営上必要があれば、常任委員会の議を経て、規約の改廃、細則の制定並びに特別委員会を設置することができる。

## 第九章 附 則

第18条 この会の規約は、1989年(平成元年)4月1日より適用する。

- |              |           |
|--------------|-----------|
| 1990年(平成 2年) | 4月 1日一部改正 |
| 1991年(平成 3年) | 4月16日一部改正 |
| 1992年(平成 4年) | 4月28日一部改正 |

1993年（平成 5年）	4月28日一部改正	
1994年（平成 6年）	4月28日一部改正	
1995年（平成 7年）	4月27日一部改正	
1998年（平成10年）	4月16日一部改正	
1999年（平成11年）	4月17日一部改正	
2002年（平成14年）	4月19日一部改正	
2004年（平成16年）	4月17日一部改正	
2006年（平成18年）	4月22日一部改正	
2007年（平成19年）	4月21日一部改正	2008年（平成20年）4月1日施行 但し第11条については2007年度（平成19年）より適用
2008年（平成20年）	11月20日一部改正	2009年（平成21年）4月1日施行
2011年（平成23年）	2月 3日一部改正	2011年（平成23年）4月1日施行
2015年（平成27年）	4月26日一部改正	
2016年（平成28年）	4月24日一部改正	
2017年（平成29年）	4月23日一部改正	
2018年（平成30年）	4月21日一部改正	
2021年（令和 3年）	4月26日一部改正	
2023年（令和 5年）	4月28日一部改正	

#### 細 則 1 （慶弔規定）

- 第1条 会員又は生徒が死亡したときは、慶弔費5,000円を贈り、会長またはその代理者が会葬する。
- 第2条 会員が不慮の災害を被ったときは、役員協議の上金一封を贈り見舞いする。
- 第3条 その他必要な事項は、役員協議の上決定する。

#### 細 則 2 （役員選考）

- 第1条 選考委員会は会長、区長、1・2年の学年代表で構成し、12月に発足する。
- 第2条 選考委員会は会長を除く第1条の構成員の中から区長のローテーションにより選考委員長を選出し、新役員案を年度末までに取りまとめるため、委員会を開催する。
- 第3条 選考委員会は会員（予定者を含む）の中から立候補を募る。
- 第4条 立候補の受付は1月中旬から約2週間程度とし、事務局がこれを受け付ける。
- 第5条 立候補が定員を超えた場合は選考委員会で、立候補者の意志を尊重しつつ審議・調整する。
- 第6条 立候補なき場合は選考委員会により会員（予定者を含む）の中から選考、推薦し本人の同意を得て新役員案を審議する。
- 第7条 新役員案は役員会に報告され、定期総会に提案される。
- 附則 平成30年度の選考委員長は1区区長とし以後昇順に従い選考委員長とする。

#### 細 則 3 （会計）

- 第1条 特別会計の用途は役員会の提案を常任委員会で審議し、決定する。  
但し、緊急を要するものや小額なものについては、役員会で決定し執行する。

第2条 一般会計は四半期ごとに執行状況を役員会に提出する。

第3条 一般会計に過大な過不足が生じた場合は、役員会において修正予算案を作成し、常任委員会の承認を得て執行する。

第4条 学年交流会の年間予算額は生徒一人当たり500円とする。

#### 細 則 4 (特別委員会)

第1条 本会は規約第17条の規定により、特別委員会あるいは実行委員会を設置することができる。

第2条 委員会は本部役員会で、種類・人員規模・事業の内容について審議し、常任委員会の承認を得て設置する。

第3条 委員長は関連する専門部長の推薦により会長が委嘱する。

第4条 委員会の事業を円滑に行うため、委員長は本部役員会に出席する。

第5条 各種委員会が会議を開催する場合は、役員会の承認を得て委員を召集する。

#### 別 表

区割りについては、次のとおりとする。(小学校の大地域名)

1区 (南畑敷A) 南畑敷生協団地, 南大下, 八次県営, 堂山団地

2区 (南畑敷B) 掛原, 麻原, 山手, 堂山ハイツ

3区 (四拾貫) 段, 日南, 中組, 山家, 池の内, 小原, 塩迫団地, 四拾貫生協団地, 後山

4区一1 (畠敷A-1) 宮田, 向山, さくら, 畠敷団地, 学園通り

4区一2 (畠敷A-2) 新組, 加茂, 九郎, 平成

5区 (畠敷B) 王子, 寺まわり(1・2・3), 宮まわり

6区 (畠敷C) 半坂(上・中・下)

7区 (畠敷D) 王の段(1・2・3)

地域外 上記以外の地域から通学している生徒